

労働者派遣事業に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により、下記のとおり情報提供します。

許可番号	派 43-300018
許可年月日	平成 16 年 10 月 1 日
事業所の名称	株式会社パワーネット
事業所の所在地	〒860-0816 熊本市中央区本荘町 737-6
待遇決定方法	労使協定方式（対象：全ての派遣労働者、終期：令和 9 年 3 月 31 日）

1. 労働者派遣実績

①基準日時点の派遣労働者数	78 人
②直近事業年度の派遣先事業所数（実数）	54 件
③直近事業年度の派遣料金の平均額（1 日 8 時間あたり）	15,293 円
④直近事業年度の派遣労働者の賃金の平均額（1 日 8 時間あたり）	9,292 円
⑤マージン率 ※（③－④）÷③	39.2%

マージン率とは、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合です。派遣労働者の有給休暇取得時の賃金、雇用保険料・社会保険料等の事業主負担分、教育訓練費、福利厚生費、募集広告費、事務所家賃、労務管理費等はこのマージンから拠出されます。

3. マージンに含まれる費用の内訳

費用項目	内容
法定福利費	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険等、会社負担分社会保険料
有給休暇費用	派遣労働者の年次有給休暇取得時に支払う賃金
教育訓練費	入職時研修、キャリアアップ研修、e ラーニング等の実施・運営費用
福利厚生費	健康診断、慶弔見舞金、各種提携サービス等、就業付随費用各種
募集広告費	派遣スタッフの募集・採用に関わる広告掲載費用

就業管理費	登録受付、就業先紹介、就業中フォロー、契約更新等の管理に関わる人件費・事務費
事務所家賃・光熱費	事業所の賃料、水道光熱費、通信費等
労務管理費	給与計算、社会保険手続き等の労務管理に関わる費用
営業活動費	営業人件費、事業許可手続費用等の事業運営に関わる費用
営業利益	会社の事業運営を継続するための利益

4. 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	実施方法	費用負担	賃金支給
ビジネスマナー研修	新規採用者	Off-JT	無	有給
安全・衛生教育	新規採用者	Off-JT	無	有給
キャリアアップ研修	派遣労働者	Off-JT	無	有給
e-ラーニング研修	派遣労働者	Off-JT	無	有給

5. キャリアコンサルティングの相談窓口

キャリアに関するご相談を希望される方は、下記窓口までご連絡ください。【096-274-1248】

6. 労使協定に関する事項（労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項）

労使協定締結の有無	有り
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則、当社と労働契約を締結している全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	令和 9 年 3 月 31 日

7. その他事項

- ・派遣社員から正社員への登用実績あり
- ・給与前払い制度あり（当社規定による）
- ・福利厚生（社会保険、有給休暇、定期健康診断、育児・介護休業 等）